

[事案 27-83] 契約無効請求

・平成 27 年 12 月 4 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、入院を伴わないケガ通院も保障されるものとして申込みをしたが、実際は保障されないものであったことなどを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 10 月に契約した終身医療保険について、契約時、入院を伴わないケガ通院も保障されるかと何度も募集人に確認したうえで契約申込みをしたが、実際は保障されないものであったため、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約が退院後の通院のみを保障対象とすることは初歩的な商品知識であり、募集人がその点について誤った説明をしたとは認められない。
- (2) 設計書、パンフレット、ご契約のしおり、約款、保険証券、契約の現況案内のいずれにも退院後の通院のみが保障対象となることが明確に記載されており、申立人がそれらに全く目を通していなかったとは考えがたい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が申立人の主張する誤説明をしたとは認められず、申立人は設計書や保険証券を受領していたこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。